

平成20年5月1日から住民票の写しをとる場合や住所の異動を届け出る場合に「本人確認」が必要となります



個人情報の保護を図るため、住民票の写しをとる場合や転出を届け出る場合などに、しっかりと本人確認を行い、なりすましなどの不祥事を防止します。

住民票の写しや住民票記載事項証明書をとる場合

窓口に来られた方の本人確認を行います

- 写真付きの住民基本台帳カード、運転免許証、パスポートなどにより本人確認を行います。
- 他の方に代わって窓口に来られた場合には、委任状などにより、代理できるかどうかの確認もあわせて行います。
※同一の世帯の方の場合には、委任状を省略できます。
- 具体的な本人確認方法については、市区町村の窓口にお問い合わせください。



住民基本台帳カードなどの本人確認書類が必要



※郵送による請求の場合も、同じく本人確認を行います。一般的には、本人確認書類の写しを同封していただき、現住所に返送することになります。

他の方の住民票をとろうとする場合、どう利用するか明らかにする必要があります



○自己の権利を行使し、自己の義務を果たすために必要である、国や地方公共団体に提出するために必要である、など住民票の利用目的を、詳しく書いていただくことになりました。

※ご自身や同一世帯の方の住民票をとるには、利用目的を省略できます。

罰則が重くなりました



○偽りその他不正の手段によって住民票の写しなどを受け取った者には、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

戸籍の附票の写しをとる場合



- 住民票の写しをとる場合とほぼ同じ取扱いとなります。
- 詳しくは市区町村の窓口にお問い合わせください。

転出・転入などを届け出る場合



- 同様に、窓口に来られた方の本人確認を行います。

